

令和元年5月14日

建設関連業務における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の  
設定範囲の変更及び最低制限価格の引上げについて

支援センターでは、建設関連業務の発注に当たり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、令和元年6月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。（令和元年6月1日から入札公告又は指名通知の案件に適用します。）

記

1 建設関連業務における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定範囲の変更について

これまでに設定していた上限（設計額の80%）及び下限（設計額の60%）を次のとおり変更します。

（対象）

建設関連業務の全ての業務

（改正後の設定範囲）

上限を撤廃し、下限を設計額の70%とします。

2 建設関連業務に係る最低制限価格の引上げについて

地質調査業務における諸経費の額を45%から48%に引き上げます。

引上げ後の各業種の最低制限価格の算定方法は下表のとおりとなります。

（対象）

競争入札の建設関連業務

（改正後の算定方法）

最低制限価格は、業種ごとに次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とします。ただし、下限は設計額の70%で、上限はありません。

業務区分	①	②	③	④
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価の 90%の額	一般管理費等の 48%の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の 48%の額	—
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の 60%の額	諸経費の 60%の額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務 費の80%の額	諸経費の 48%の額
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の 90%の額	一般管理費等の 45%の額